



江偉・孫邦清中華人民共和國民事訴訟法改正草案(6)

西 村 峯 裕
周 喆

第19章 検証

第253条【検証】①法院が適切と認めたときは、職権又は当事者の申立によって、個人のプライバシーと尊厳を尊重するという原則の下で、事件の事実を明らかにすることができる。

②当事者が検証を申立てたときは、法院に適切な資料を提供するものとする。但し、訴訟費用を免除された当事者はこの限りでない。

第254条【検証の手続き】物証又は現場を検証するときは、検証人は法院の証明書を提示し、且つ現地の基層組織又は当事者の所在単位の者の立ち会いを求めるものとする。当事者又は当事者の成年親族は現場に立ち会うものとする。立ち会いの拒絶は検証の進行を妨げない。

②関係単位及び個人は法院の通知に従って、現場を保護し、検証作業に協力する義務を負う。

第255条【検証の記録】検証人は検証状況及び結果につき記録を作成し、検証人、当事者又は求められた立会人がこれに署名、捺印するものとする。(注：記録は我国の調書に相当する。)

第20章 証明基準及び証拠判断

第256条【審査判断の原則】法院が証拠を判断、審査し、事実を認定するときは、調査と証拠のすべての結果及び弁論の全趣旨を斟酌し、証拠力の有無又は証拠力の大小につき独立して判断を行い、且つその理由と結

果を公表する。但し、職業道徳、論理法則及び日常生活経験に反してはならない。

第257条【証明基準】法律に別段の定めがある場合を除くほか、民事訴訟の証明基準は高度の蓋然性であり、証拠によって挙証責任を負う当事者の主張した事実の存否の可能性が五割より明らかに大きいときは、法院は当事者の主張した事実を認定するものとする。

第258条【単一証拠の審査と判断】裁判官は単一の証拠につき、以下の各号の事由に基づき、審査と認定を行うことができる。

- (1) 原本、原物が証拠であるか、又は証拠たるコピー、模造品が原物、原品と一致する場合
- (2) 証拠が事件の事実と関連がある場合
- (3) 証拠の形式、出所が法律の規定と一致する場合
- (4) 証拠の内容が真実である場合
- (5) 証人又は証拠の提供者が、当事者と利害関係を有しない場合

第259条【証拠の総合的審査判断】裁判官は事件の全ての証拠につき、各証拠の事実との関連の程度、各証拠間の関連性などについて総合的に審査、判断するものとする。

第260条【証明力の基準】法院は、第256条（審査判断の原則）の規定に反しない範囲で、以下の各号の証拠の証明力の大小に関する基準に従う。

- (1) 国家機関、社会団体が職権で制作した公の証書の証明力はその他の証書の証明力より大きい
- (2) 物証、保存書類、鑑定の結果、検証記録又は公証、登記を経た証書の証明力は一般の証書、視覚資料及び証人の証言の証明力より大きい
- (3) 原始証拠の証明力は伝聞証拠の証明力より大きい
- (4) 他の証拠があり、疑問点のない視覚資料の証明力は他の証拠がなく疑問点のある視覚資料の証明力より大きい。
- (5) 証人が提供した他の親族又は当事者と密接な関係を有する者に

有利な証言の証明力は、一般的にその他の証人の証言の証明力より小さい

第261条【証言の証明力の判断基準】法院が証人の証言の証明力を認定するときは、証人の宣誓、尋問状況、証人の知力の程度、品格道徳、知識、経験、当事者との関係、表現能力、専門技能、法意識等を斟酌し、総合的に分析して行うものとする。

第262条【鑑定結論、専門家意見の証明力の判断基準】法院が鑑定の結論、専門家の意見について判断するときは、法廷調査、法廷弁論の状況に基づき、鑑定人、専門家及びその補助人の専門知識レベル、品格道徳等を斟酌し総合的に分析して、判断するものとする。

第263条【証書の証明力の判断基準】①法院が証書の証明力について判断するときは、文書制作者の状況、文書の形式、作成時間、文書の内容と制作者との関係等の状況を、事件のその他の証拠と結びつけて総合的に分析して、行うものとする。

②証書の中に前後不一致の事項、又は添削、偽造、変造若しくはその他の瑕疵があるときは、その中の真実の部分を総合的に判断して受容するものとする。

第3編 裁判の手続き

第21章 第一審普通訴訟の手続き

第2節 起訴

第264条【起訴の要件】起訴は以下の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 原告が訴えの利益を有すること
- (2) 明確な被告を有すること
- (3) 具体的な請求、事実及び理由を有すること
- (4) 法院が受理する民事訴訟の範囲及び受訴法院の管轄に属すること

と

第265条【訴えの利益】 訴えの利益は以下の各号の状況に基づき確定する。

- (1) 確認の訴えについては、法律関係の不明確によってもたらされた原告の不安定な状態を除去するか否かを確定する必要があること。但し、原告が他の種類の訴訟を提起することができる場合はこの限りでない。
- (2) 給付の訴えについて
 - i 債権者が債権の取得につき執行力のある法律文書を有する場合を除いて、債務の期限が到来していること
 - ii 期限の到来を待っていたのでは債務者が債務を履行せず又は履行不能となり、債権者に重大な損失を生ずる虞があること
- (3) 形成の訴えについては法令に訴訟をもってする権利変動の要件が定められており、且つ、権利変動が未だ生じていないこと

第266条【訴状】 ①当事者が訴えを提起するときは、法院に訴状を提出しなければならない。訴状には以下の各号の事由を記載しなければならない。

- (1) 当事者の氏名、住所、性別、年齢、民族、職業、勤務先、法人、その他の組織の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び法定代表者又は主たる責任者の氏名、役職、住所
 - (2) 請求の基礎となる事実及び理由
 - (3) 簡易手続き、少額訴訟手続きにおいては単独裁判官の審理に同意するか否か
 - (4) 証拠及び証拠の出所、証人の氏名、職業、住所
- ②訴状が前項の規定に符合しない場合は、法院は期限内の補正を命じるものとする。期限内に補正しなかったときは、訴えを却下するものとする。ただし、法院は当事者が証拠を有しないことを理由に訴えを却下することはできない。

第267条【訴状提出の効力】 ①当事者が法院に訴えを提起したときは、法院はこれを本案登記するものとする。法院は当事者の訴状の受領を拒絶することはできない。

②当事者が訴状を法院に提出した時に訴訟時効中断の効力が生ずる。

第268条【電子メール・ファックスによる訴状の提出】 ①訴訟時効が完成間近となった場合、又は法院が認めた場合は、訴状はまず電子メール又はファックスで仮に提出し、事後に正式な訴状を法院に提出することができる。

②前項に従って訴状を提出したときは、訴訟時効は法院が電子メール、ファックスを受領したときに中断する。

第269条【重複する訴えの提起の禁止】 起訴した後、当事者は同一の訴訟目的で重ねて訴えを提起することができない。

第270条【訴えの併合】 数個の請求があり、各々の請求が異なる原因によるときは、同種類の訴訟手続きに属しており、且つ専属管轄の規定に反しない限り、併合して訴えを提起することができる。

第271条【訴えの却下】 ①原告に以下の各号の事由の一つがある場合は、法院はその訴えを却下するものとする。

- (1) 訴えが起訴の要件に符合せず、法院が期間を定めて補正を命じても、原告が期間内にこれをしなかったとき
- (2) 原告又は被告が当事者としての能力を有しないとき
- (3) 起訴がこの法律の規定に符合しないとき

②原告の起訴が明らかに法律の根拠を有しないときは、法院は開廷審理を経ることなく、直ちに訴えを却下することができる。

第272条【新たな状況に基づく起訴】 ①扶養料、医療費などの事件については、判決が確定した後、新たな状況・理由が生じたときは、当事者の一方は再び訴えを提起することができる。

②離婚請求を棄却した判決、若しくは離婚につき成立した裁判上の和解及び調停、又は養子縁組を維持した判決、若しくはこれにつき成立した裁判上の和解及び調停については、新たな状況・理由が生じたとき

は、原告は再び訴えを提起することができる。新たな状況・理由がない場合も、判決が確定してから6ヶ月が経過したときは、再び訴えを提起することができる。

- ③離婚請求を棄却した判決、若しくは離婚につき成立した判決上の和解及び調停、又は養子縁組を維持した判決、若しくはこれにつき成立した裁判上の和解及び調停の当事者は同一事件で法院に訴えを提起することができる。

第273条【仲裁の取決】原告が訴えを提起した場合において、法院に仲裁の取決があることを主張せず、法院が訴状を受理した後、被告が応訴答弁をしたときは、法院はこれを審理することができる。被告が開廷審理する前に法院の管轄権について異議を申立てたときは、法院は仲裁取決の効力について判決をするものとする。

第274条【訴えの変更】①訴えを提起した後は、原告は被告の同意を得ることなく、訴えを変更することができない。ただし、以下の各号の事由の一つがあるときは、この限りでない。

- (1) 事実上又は法律上の陳述の補充、変更
- (2) 請求の拡張又は制限
- (3) 請求を起訴づける事実の同一
- (4) 事情変更による請求の変更

②被告が訴えの変更につき、異議を申立てることなく、本案弁論をおこなったときは、変更に同意したものとみなす。

第275条【反訴】①被告は原告に対し、受訴法院で反訴を提起することができる。反訴は以下の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 反訴の訴訟目的が本訴の訴訟目的と関連があること
- (2) 反訴と本訴が同種類の訴訟手続きに係属すること

②反訴の提起には訴え提起に関する規定を適用する。

第276条【訴えの取下げ】①法院が判決を下すまでは、原告は被告の同意を得て、訴えを取下げることができる。ただし、訴状を被告に送達するまではその同意を得なくともよい。

②訴えを取下げた後は、原告は起訴となる事実及び請求理由を同一とする訴えを再び提起することはできない。

第2節 裁判前の手続き

第277条【釈明権】①準備手続き中において、法院は以下の各号の釈明権を行使しなければならない。

- (1) 係争事実及び適用法律について必要な陳述を行い、且つ証拠を提供するよう当事者に命じ、期間徒過後の事実の主張、証拠の提出の法的効果を当事者に説明しなければならない。
- (2) 当事者の陳述、提出した証拠が不十分又は不明瞭なときは、裁判官は当事者にこれを明確にし、又は補充するよう促すことができる。当事者が主張した法的関係及び民事行為の効力が法院の認定と一致しないときは、法院は当事者にこれを説明しなければならない。
- (3) 準備手続きの終了時に、裁判官は準備の状況に基づき、当事者に訴訟が継続する場合の利害得失を説明しなければならない。
- (4) その他、事件の迅速、公正な審理に必要な訴訟行為を命ずることができる。

②前項の規定は訴訟の全過程に適用する。

第278条【難易分別】①法院は訴えを受理した後、事件を難易によって、分別することができる。

②法院は裁判前の準備手続きが必要でないと判断したときは、直接開廷し、審理することができる。

第279条【答弁書】①法院は5日以内に訴状を被告に送達しなければならない。被告は訴状を受領してから15日以内に答弁書を提出して、原告の請求及びその根拠とする事実及び理由について意見を明らかにしなければならない。答弁書には以下の各号の内容を記載しなければならない。

- (1) 事実及び理由に対する意見

(2) 争う事実を証明するための証拠

(3) 相手方当事者が主張する事実と証拠に対する承認の要否。争う事実及びその理由

(4) 簡易手続き適用の認否及び単独制又は合議制の選択

②被告が前項に定める期間内に答弁書を提出しなかったときは、原告は直に裁判するよう法院に請求することができる。

③法院の同意を経たときは、答弁書は電子メール又はファックスの方法で提出することができる。

第280条【原告の準備書面】①法院は答弁書を受領してから、5日以内にこれを原告に送達しなければならない。

②法院が必要と判断したときは、原告が答弁書を受領してから15日以内に、前項の規定に従って、被告の答弁書に対する準備書面を提出するよう原告に通知することができる。法院は準備書面を3日以内に被告に送達しなければならない。

③原告が準備書面を提出するときは前条第3項の規定を準用する。

第281条【挙証の通知】法院は、原告が起訴した場合に、被告に訴状を送達すると同時に当事者双方に挙証の通知書を送達しなければならない。挙証の通知書には挙証責任の分配の原則の説明、法院に調査、証拠採用を申請する要件、直ちに事実を陳述し、証拠を提出すべき旨、期間徒過後の事実の陳述と証拠の提供の効果を明記しなければならない。

第282条【時機に遅れた攻撃防御方法】①当事者はこの法律に定める期間内に事実を陳述し、証拠を提出しなければならない。

②当事者が期間の徒過後に事実を陳述し又は証拠を提出した場合において、故意又は重大な過失があるときは、その後の手続き中に事実を陳述し又は証拠を提出することはできない。

③当事者は故意又は重大な過失がない旨の理由を説明しなければならない。

第283条【前条の例外】以下の各号の場合は前条に定める期間の制限を受けない。

- (1) 相手方が提出した証拠及び書面にに基づき、新たな証拠を提出し又は新たな請求、抗弁を提起する必要がある場合
- (2) 相手方の同意を得て、当事者が期間を徒過した後に請求、抗弁を提起し、又は証拠資料を提出した場合
- (3) 当事者が訴えを変更した場合

第284条【**挙証期間の延長**】当事者がこの法律に定める期間内に証拠を提出することが困難な場合は、挙証期間内にその延長を法院に申立てることができる。法院の許可を経て、証拠の提出期限を延長することができる。延長期限が到来しても証拠の提出が困難な場合は、更に延長を申請することができる。

第285条【**準備会議**】①書面の準備を経た後、法院が必要と判断したときは、準備会議を開き、当事者を招集し、審理前に証拠を交換し、争点を確定することができる。準備会議の期日は当事者が協議して合意し、法院の許可を得ることができ、又は法院はこれを指定することもできる。

②準備会議が終了した後、準備手続き終了の記録を作成するものとする。記録には当事者に争いのない事実、証拠及び争いのある事実、証拠を記載し、当事者がこれに署名し、捺印するものとする。

③合議制で審理を行うときは、合議廷は準備会議の主宰者を1人と決定するものとし、単独制で行うときは、裁判官の助手が準備会議を主宰することができる。

第286条【**当事者一方の準備会議の不参加**】当事者の一方が、法院が決定し又は当事者が合意して定めた期日に準備会議に参加しなかった場合は、別途に期日を指定する必要がある場合を除くほか、すでに進行している準備手続きに基づき、準備手続き終了の記録を作成し、且つ第9章の規定に基づき当事者を制裁することができる。

第3節 （開廷）審理

第287条【**公開審理**】①法院が民事事件を審理するときは、国家秘密、個人のプライバシーに関わり、又法律に別段の定めがある場合を除くほ

か、公開で審理しなければならない。

②離婚事件、商業秘密に係る事件については、当事者が非公開の審理を申請したときは、非公開で審理することができる。

第288条【巡回審理】法院が民事事件を審理するときは、必要に応じて巡回審理を行い、現地で審理することができる。

第289条【開廷の通知】法廷が民事事件を審理するときは、審理の10日前までに当事者及びその他の訴訟参加人に通知しなければならない。公開で審理するときは、当事者の氏名、事件の経緯及び開廷の時間、場所を公告しなければならない。

第290条【尋問】①法院は事件の事実を究明するため、当事者及びその他の訴訟参加人に尋問を行うことができる。

②当事者は裁判官に尋問を申請することもできる。裁判長の許可を得て、当事者は自ら尋問を行うことができる。

第291条【証拠の対質】①証拠は開廷時に提示し、当事者がこれを対質する。対質の経ていない証拠は認定事実の根拠とはならない。

②当事者が証拠の交換の過程において認可又は記録した証拠は、審理中に裁判官の説明を経たときは、認定した事実の根拠とすることができる。

③国家機密、商業秘密及び個人のプライバシーに関わり、又は法令に守秘義務を定める証拠については、審理において公開して対質してはならない。

第292条【対質における証拠についての弁論】対質するときは、証拠の真实性、関連性、適法性について、証拠力の有無及びその大小につき、質疑、説明及び弁論を行うものとする。

第293条【対質の順序等】①対質は以下の順序に従う。

(1) 原告の証拠の提示、被告、第三者の原告との対質

(2) 被告の証拠の提示、原告、第三者の被告との対質

(3) 第三者の証拠の提示、原告、被告の第三者との対質

②当事者の申請に基づき、法院が調査、収集した証拠は、申請した当事

者の提供した証拠とすることができる。

- ③法院は審理において職権に基づき、調査、収集した証拠を提示しなければならない。当事者の意見に従い、調査、収集した証拠を説明することができる。

第294条【法定弁論】①法定弁論は以下の順序に従い行う。

- (1) 原告及びその訴訟代理人の陳述
- (2) 被告及びその訴訟代理人の答弁
- (3) 第三者及びその訴訟代理人の陳述及び答弁
- (4) 相互弁論

- ②法廷弁論を終了した後、裁判長は原告、被告、第三者の順序で最後の意見を諮問する。

第295条【本民族の言語・文字の使用】①弁論に参加する者は本民族の言語、文字を使用し、民事訴訟に参加することができる。

- ②少数民族の居住地域又は多民族の共同居住地域においては、法院は現地民族に通用する言語、文字を使用し、事件を審理し、法律書類を公布するものとする。

- ③弁論する者が耳が聞こえない者又は口がきけない者で、言語で意思表示できないときは、法院は通訳人を指定する。ただし、文字を使用して訴訟をし、又は文字で当該者に尋問することができる。

第296条【裁判官の変更】①重大なる理由がある場合を除くほか、審理に参加する裁判官を交換してはならない。

- ②法廷審理に参加する裁判官が変更された場合は、当事者はそれまでの弁論要旨を述べなければならない。裁判長、単独裁判官は当事者の陳述に代えて、裁判官又は書記に筆録を朗読するよう命ずることができる。ただし、裁判長又は独任裁判官が新たに審理する必要があると判断したときは、この限りでない。

第297条【訴訟承継の申立て】この法律及びその他の法令に定めている訴訟承継人は、訴訟を承継できるときは、申立てるものとする。訴訟の承継については、相手方当事者も申立てることができる。

第298条【訴訟承継の通知】 訴訟承継の申立て及び訴訟の承継については、法院は相手方当事者に通知しなければならない。

第299条【訴訟承継の許否の判断】 法院は訴訟承継の理由の存否につき調査を行い、且つ訴訟の承継を許可するか否かにつき判断しなければならない。当事者が訴訟の承継を申立てないときでも、法院は職権で訴訟の承継を判断することができる。

第300条【審理の延期】 以下の各号の事由の1つがあるときは、審理を延期することができる。

- (1) 出廷しなければならない当事者及びその他の訴訟参加人の正当な理由に基づく不出廷
- (2) 当事者の臨時の欠席の申立て
- (3) この法律に基づく新たな証人の出廷、新たな証拠調べ、新たな鑑定、検証、又は補充調査の必要性
- (4) その他の延期すべき事由

第301条【法廷審理の記録】 ①書記は審理の内容の全部を記録に記入し、裁判官及び書記はこれに署名しなければならない。

②法廷の記録は法廷で朗読しなければならない。5日以内に関覧するよう当事者及びその他の訴訟参加人に通知することもできる。当事者及びその他の訴訟参加人が記録に遺漏又は錯誤があると主張するときは、補正を申し立てることができる。補正を許可しなかったときは、その申し立てを記録に記入するものとする。

③当事者及びその他の訴訟参加人は記録に署名、捺印しなければならない。署名、捺印を拒絶したときは、これを記録に記入して、添付するものとする。

④証人はその立証した内容と関係する記録のみを閲覧することができる。

第302条【記録の修正】 記録を削除、書き直し、又は増加してはならない。増加又は削除する必要がある場合は、これを標識して署名し、且つ削除した部分を識別するため、注釈をつけなければならない。

第303条【記録の証明力】 審理がこの法律を遵守して行われたか否かは記録を以て証明するものとする。